

都市計画法・建築基準法その他関係法令に関する窓口一覧について

都市計画法・建築基準法に関する制限

坂戸市\_令和8年4月1日現在

法令	項目	内容	担当窓口
都市計画法	都市計画区域	都市計画区域に関する事	都市計画課 まちづくり政策係 (2階)
	区域区分	区域区分に関する事	都市計画課 まちづくり政策係 (2階)
	準都市計画区域	—	—
	開発行為	開発行為に関する事	都市計画課 開発指導係 (2階)
	用途地域	指定に関する事 建築物の用途に関する事	都市計画課 まちづくり政策係 (2階) 住宅政策課 建築指導係 (2階) ※
	特別用途地区	特別工業地区に関する事	都市計画課 まちづくり政策係 (2階)
	特定用途制限地区	—	—
	特例容積率適用地区	—	—
	高層住居誘導地区	—	—
	高度地区	—	—
	高度利用地区	—	—
	特定街区	—	—
	都市再生特別地区	—	—
	防火地域・準防火地域	指定に関する事	都市計画課 まちづくり政策係 (2階)
	特定防災街区整備地区	—	—
	景観地区	—	—
	風致地区	—	—
	駐車場整備地区	—	—
	臨港地区	—	—
	歴史的風土特別保存地区	—	—
	緑地保全地域、緑化地域 特別緑地保全地区	—	—
	流通業務地区 流通業務団地	—	—
	生産緑地地区	生産緑地地区に関する事	都市計画課 まちづくり政策係 (2階)
	伝統的建造物群保存地区	—	—
	航空機騒音障害防止地区、 航空機騒音障害防止特別地区	—	—
	地区計画	地区計画の有無、計画の内容に関する事 届出について	都市計画課 まちづくり政策係 (2階) 住宅政策課 建築指導係 (2階)
	都市計画施設	都市計画施設について	都市計画課 まちづくり政策係 (2階)
市街地開発事業	—	—	
建築基準法	法第22、23条指定区域 壁面線の指定 外壁後退 容積率 建蔽率 絶対高さ制限 北側斜線制限 道路斜線制限 隣地斜線制限 日影規制	指定に関する事      建築物の制限に関する事	都市計画課 まちづくり政策係 (2階)      住宅政策課 建築指導係 (2階)
	災害危険区域	—	—
	建築基準法の道路	建築基準法の道路について	住宅政策課 建築指導係 (2階)
	建築協定	建築協定について	住宅政策課 建築指導係 (2階)
	総合的設計による一団地の建築物	総合的設計による一団地の建築物について	住宅政策課 建築指導係 (2階) ※
	※建物の規模により埼玉県川越建築安全センター東松山駐在が所管となる場合あり		

その他の法令に基づく制限

法令	担当窓口	
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—	
都市緑地法	—	
生産緑地法	都市計画課 まちづくり政策係 (2階)	
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	—	
景観法	都市計画課 まちづくり政策係 (2階)	
土地区画整理法	計画決定の事業、完了後の事業について 事業認可後の事業について	都市計画課 まちづくり政策係 (2階) 区画整理課 換地・補償係 (2階)
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	—	
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	—	
被災市街地復興特別措置法	—	
新住宅市街地開発法	—	
新都市基盤整備法	—	
旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律	—	
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	—	

: e-マップ さかどで確認可能な項目

※国土交通省が公表する「重要事項説明における各法令に基づく制限等についての概要一覧」に基づき作成したものです。

※参考資料としてご利用ください。利用者が当該情報を用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負うものではありません。

法令		担当窓口
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律		—
流通業務市街地の整備に関する法律		—
都市再開発法		—
幹線道路の沿道の整備に関する法律		—
集落地域整備法		—
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律		—
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律		—
港湾法		—
住宅地区改良法		—
公有地の拡大の推進に関する法律		都市計画課 まちづくり政策係 (2階)
農地法		農業委員会事務局 (2階)
宅地造成及び特定盛土等規制法		都市計画課 開発指導係 (2階)
マンションの建替え等の円滑化に関する法律		—
長期優良住宅の普及の促進に関する法律		住宅政策課 建築指導係 (2階) ※
都市公園法		—
自然公園法		—
首都圏近郊緑地保全法		—
近畿圏の保全区域の整備に関する法律		—
都市の低炭素化の促進に関する法律		住宅政策課 建築指導係 (2階) ※
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律		—
水防法		—
下水道法		坂戸、鶴ヶ島下水道組合
河川法	越辺川、高麗川	荒川上流河川事務所
	葛川、飯盛川、谷治川、大谷川	道路河川課 河川係 (2階)
特定都市河川浸水被害対策法		—
海岸法		—
津波防災地域づくりに関する法律		—
砂防法		—
地すべり等防止法		—
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		—
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		飯能県土整備事務所
森林法		埼玉県農林部森づくり課
森林経営管理法		—
道路法	国道、県道	飯能県土整備事務所
	市道	維持管理課 (2階)
踏切道改良促進法		—
全国新幹線鉄道整備法		—
土地収用法		事業認定担当課
文化財保護法		社会教育課 文化財保護係 (4階)
航空法		—
国土利用計画法		都市計画課 まちづくり政策係 (2階)
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律		—
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		埼玉県環境部資源循環推進課
土壌汚染対策法		東松山環境管理事務所
都市再生特別措置法		都市計画課 まちづくり政策係 (2階)
地域再生法		—
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		—
災害対策基本法		防災安全課 防災防犯係 (3階)
東日本大震災復興特別区域法		—
大規模災害からの復興に関する法律		—
重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律		—
その他の制度等		
造成宅地防災区域		—
土砂災害警戒区域		防災安全課 防災防犯係 (3階)
津波災害警戒区域		—
ハザードマップ		防災安全課 防災防犯係 (3階)
上水道		坂戸、鶴ヶ島水道企業団
下水道		坂戸、鶴ヶ島下水道組合
自主協定		都市計画課 まちづくり政策係 (2階)

：e-マップ さかどで確認可能な項目

※建物の規模により埼玉県川越建築安全センター東松山駐在が所管となる場合あり

※国土交通省が公表する「重要事項説明における各法令に基づく制限等についての概要一覧」に基づき作成したものです。

※参考資料としてご利用ください。利用者が当該情報を用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負うものではありません。